

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○道路の区域変更(8件)	(道路課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更	(漁業管理課) 2

告 示

高知県告示第433号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
エール薬局須崎 須崎市横町8-5 平24・6・1店

高知県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

長岡郡本山町助藤字 ツチバシ920番ロから 長岡郡本山町助藤字 フルヤシキ935番1 まで	前	17.6 } 71.0	135
	後	17.6 } 80.3	135

高知県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町立川下 名字ウエノヤマ1558 番1地先から 長岡郡大豊町立川下 名字ウエノヤマ1558 番1まで	前	7.4 } 10.9	49
	後	8.9 } 28.3	49

高知県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村高野字 クロスタ247番3	前	6.5 } 23.3	40
	後	6.5 } 54.7	40

高知県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町永野字 東谷3450番1から 高岡郡佐川町永野字 介良袈裟594番1ま まで	前	3.9 } 10.5	441
	後	6.0 } 40.5	441

高知県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市神田字シルタニ2413番15から 高知市神田字シルタニ2414番29まで	前	14.0 } 44.8	138
	後	14.0 } 44.8	138

高知県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町瓜生野字聖林386番5から 長岡郡本山町瓜生野字聖林381番3まで	前	4.1 } 7.7	47
	後	7.3 } 10.3	47

高知県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字バセ729番2から 高岡郡佐川町加茂字丸池1211番1まで	前	4.3 } 6.6	343
	後	7.0 } 41.6	343

高知県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上分多ノ郷
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字花岡甲5147番1から 須崎市多ノ郷字一切京甲3176番1まで	前	11.1 } 40.0	65
	後	11.1 } 40.0	65

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 役名 氏名 住 所
- (退任)
- 理事 舟谷 進 香美市土佐山田町楠目1732

- ” 前田 邦弘 ” ” 43-1
- ” 前田 房孝 ” ” 54
- ” 小川 清之 ” ” 1550
- ” 前田 隆明 ” ” 157-1
- ” 一圓 澄夫 ” ” 224-2
- ” 山崎 勳 ” ” 436-2
- ” 楠目 邦彦 ” ” 1064
- ” 依光 唯勝 ” ” 3580-口
- ” 大石 徹 ” ” 781
- ” 岡本 豊 ” ” 3648-3
- ” 郷本 清 ” ” 2924
- ” 北村 和雄 ” ” 2809
- ” 幾井 洋一 ” ” 2586
- ” 大石 幸雄 ” 土佐山田町 32-4
- 監事 楠目 幸成 ” 土佐山田町楠目1074
- ” 前田 光一 ” ” 40-口
- ” 近江川利喜 ” ” 809-1
- (就任)
- 理事 舟谷 進 香美市土佐山田町楠目1732
- ” 前田 邦弘 ” ” 43-1
- ” 前田 房孝 ” ” 54
- ” 小川 清之 ” ” 1550
- ” 前田 隆明 ” ” 157-1
- ” 前田 長英 ” ” 1234-4
- ” 山崎 勳 ” ” 436-2
- ” 楠目 邦彦 ” ” 1064
- ” 依光 唯勝 ” ” 3580-口
- ” 大石 徹 ” ” 781
- ” 岡本 豊 ” ” 3648-3
- ” 郷本 清 ” ” 2924
- ” 北村 和雄 ” ” 2809
- ” 幾井 洋一 ” ” 2586
- ” 大石 幸雄 ” 土佐山田町 32-4
- 監事 楠目 幸成 ” 土佐山田町楠目1074
- ” 前田 光一 ” ” 40-口
- ” 近江川利喜 ” ” 809-1

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

<p>(1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。</p> <p>(2) 本県の平成22年の海面漁業・養殖生産量は、103,223トンで、全国の2.0パーセントを占めている(第57次高知農林水産統計年報)。</p> <p>(3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ33パーセント、19パーセント、29パーセント及び19パーセントとなっている(第57次高知農林水産統計年報)。</p> <p>(4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。</p> <p>(5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。</p> <p>(6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。</p> <p>(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。</p> <p>(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。</p> <p>(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。</p> <p>(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 平成23年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p>	<p>(まあじ) 若干 (まいわし) 若干 (するめいか) 若干</p> <p>(2) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 若干 (まさば及びごまさば) 9,000トン</p> <p>(3) 平成24年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(まあじ) 若干 (まいわし) 若干 (するめいか) 若干</p> <p>(4) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 若干 (まさば及びごまさば) 9,000トン</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>海域別及び期間別の数量は、定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。</p> <p>更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。</p> <p>(1) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(まさば及びごまさば)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>3,500トン</td> </tr> <tr> <td>さば釣り漁業</td> <td>2,500トン</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>(2) 平成24年7月から平成25年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(まさば及びごまさば)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>4,000トン</td> </tr> </table>	(まさば及びごまさば)		中型まき網漁業	3,500トン	さば釣り漁業	2,500トン	定置漁業及び小型定置漁業	若干	(まさば及びごまさば)		中型まき網漁業	4,000トン	<p>さば釣り漁業 若干 定置漁業及び小型定置漁業 若干</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>(さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないよう努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないよう努める。</p> <p>(するめいか)</p>
(まさば及びごまさば)														
中型まき網漁業	3,500トン													
さば釣り漁業	2,500トン													
定置漁業及び小型定置漁業	若干													
(まさば及びごまさば)														
中型まき網漁業	4,000トン													

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。